

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第71号

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和50年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(基本手当に相当する退職手当の支給調整)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合には、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業保険金</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に、<u>又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項又は第2項に規定する期間内に受給資格者となった場合には、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数（条例第10条第1項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。</u></p> <p>4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる日数（条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）の経過しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定による基本手当<u>又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を取得した場合には、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数（条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数の残日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。</u></p> <p>(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)</p>	<p>(基本手当に相当する退職手当の支給調整)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合には、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に受給資格者となった場合には、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第10条第1項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。</p> <p>4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる日数（条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）の経過しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を取得した場合には、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数の残日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。</p> <p>(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)</p>

第25条 [略]

2・3 [略]

4 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項又は第2項に規定する期間内に高年齢受給資格者となった場合には、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数（条例第10条第5項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

（特例一時金に相当する退職手当の支給手続等）

第26条 [略]

2・3 [略]

4 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項又は第2項に規定する期間内に特例受給資格者となった場合には、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数（条例第10条第7項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に特例一時金に相当する退職手当を支給する。

様式第14号（第16条関係）

表

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

[略]			
支給申請期間	同一の傷病により受	(1) (2) (3) (4)	
	⑩けることができる給付	(5) (6) (7) (8)	
[略]			
[略]			

[略]

裏

注意事項

1 [略]

2 ⑩欄は、⑧欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を○で囲むこと。

第25条 [略]

2・3 [略]

4 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に高年齢受給資格者となった場合には、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第10条第5項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

（特例一時金に相当する退職手当の支給手続等）

第26条 [略]

2・3 [略]

4 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に特例受給資格者となった場合には、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第10条第7項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に特例一時金に相当する退職手当を支給する。

様式第14号（第16条関係）

表

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

[略]			
支給申請期間	同一の傷病により受	(1) (2) (3) (4)	
	⑩けることができる給付	(5) (6) (7)	
[略]			
[略]			

[略]

裏

注意事項

1 [略]

2 ⑩欄は、⑧欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を○で囲むこと。

(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
<u>(3) 船員保険法による傷病手当金</u>	
<u>(4)</u> [略]	<u>(3)</u> [略]
<u>(5)</u> [略]	<u>(4)</u> [略]
<u>(6)</u> [略]	<u>(5)</u> [略]
<u>(7)</u> [略]	<u>(6)</u> [略]
<u>(8)</u> [略]	<u>(7)</u> [略]
3・4 [略]	3・4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の職員の退職手当の支給等に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。